

精神科救急医療体制整備事業

【目的】 緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保する

【実施主体】 都道府県・指定都市 【補助率】 1/2

【事業内容】

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会
- 精神科救急情報センターの設置、24時間精神医療相談
- 精神科救急医療施設の指定、空床確保

平成21年度予算案 21.4億円(4.7億円増)

○精神科救急情報センター、精神科救急医療施設への精神保健福祉士(PSW)等の増員による一般救急との連携強化

○空床確保料の引き上げによる空床確保促進

